

アップデイサービス瑞ヶ丘

指定地域密着型通所介護及び従前相当通所型サービス

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 合同会社アップライフフィールドが設置するアップデイサービス瑞ヶ丘（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護事業及び従前相当通所型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、機能訓練指導員（以下「介護従業者」という。）が、要介護状態及び要支援状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護及び従前相当通所型サービス（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定地域密着型通所介護等の提供にあたって、要介護状態及び要支援状態「以下（要介護状態等）という。」の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定地域密着型通所介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか介護保険法関係法令、伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊丹市第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱等を定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 アップデイサービス瑞ヶ丘
- （2）所在地 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘4丁目13-1 グランドハイツ栄伸102号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤）
管理者は従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し厳守すべき事項についての指揮命令を行う。
- （2）通所介護サービス従事者
 - 生活相談員 1名以上
 - 介護職員 1名以上
 - 機能訓練指導員 1名以上指定地域密着型通所介護等従業者は、指定地域密着型通所介護等の業務に当たる。
生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護等の利用の申込みに係る調整、他の指定地域密着型通所介護等従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画等の作成を行う。
介護職員は、日常生活上の世話及び介護を行う。
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。看護職員は利用者の健康状態を把握し体調の急変に備える。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし G・W、お盆休み、年末年始は除く
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時00分から12時05分までとする。(1単位目)
13時40分から16時45分までとする。(2単位目)

(指定地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1単位目10名、2単位目10名

(指定地域密着型通所介護等の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 生活指導(相談・援助等)レクリエーション
- ② 機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 保険外サービス(買い物等支援)等

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の定めた額とし、従前相当通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、伊丹市の定めた額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生省告示第126号)」及び「伊丹市地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)実施要綱」によるものとする。

2 おむつ代については、1枚100円を徴収する。

3 おやつ代については、1日50円を徴収する。

4 その他、指定地域密着型通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

5 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

6 指定地域密着型通所介護等の提供の開始し際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

8 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊丹市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定地域密着型通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定地域密着型通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他

緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定地域密着通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

- 第14条 指定地域密着型通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定地域密着型通所介護等に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 本事業所は、提供した指定地域密着型通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第15条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（運営推進会議について）

- 第16条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力を行うなど、交流に努めます。
- 2 当時事業所の行う指定地域密着型通所介護等を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として「運営推進会議」を設置します。
 - 3 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表、地域包括支援センター又は市町村の職員、指定地域密着型通所介護等について知見を有する者等とし、おおむね6か月に1回以上会議を開催します。
 - 4 「運営推進会議」開催前に、開催に関するご案内及び出席依頼をおこないますので、可能な限り出席いただきますようお願いいたします。

（虐待防止に関する事項）

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
 - (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

- 第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

- 第20条 その提供する指定地域密着型通所介護等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 前項における評価の結果を公表するものとする。

(ハラスメント)

- 第21条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第22条 本事業所は、従業者の資質向上もために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、地域密着型通所介護等に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社アップライフフィールドと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 本事業所並びに本法人が暴力団等の支配を受けていないこと、本事業所並びに本法人に勤務する者は暴力団等の構成員、関係者ではないこと。
- 7 本事業所の利用者に対して従業員は、いかなる理由があろうとも虐待行為を行うことを禁じる。
- 8 本事業所は、事故の発生又は再発の防止の為に定期的な会議の席上でヒヤリハットの事例報告を行い、従業員に周知させる。

附則

この規程は、令和 1 年 8 月 15 日から施行する。

- ・令和 3 年 4 月 1 日改訂
- ・令和 6 年 4 月 1 日改訂